

マイナンバー制度の概要と マイナンバー等分科会の検討状況

平成26年5月30日

内閣官房 社会保障改革担当室

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号（12桁）を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号（13桁）を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

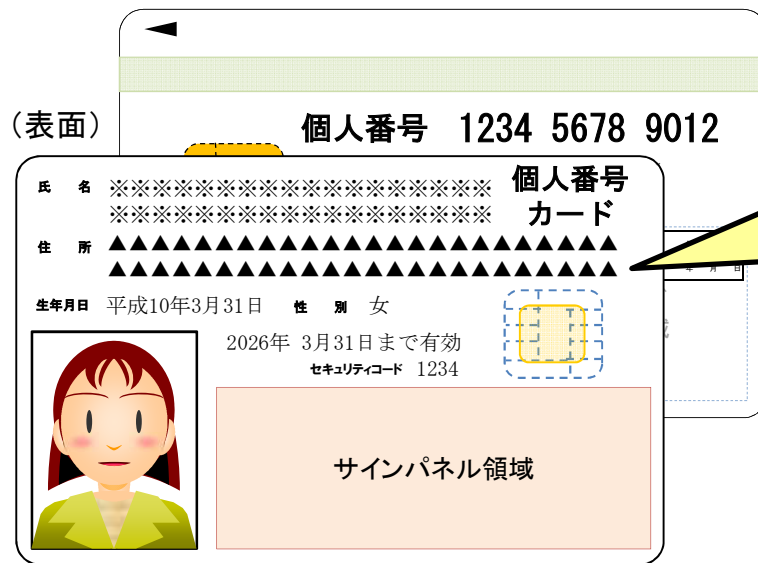
社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用（第9条第2項）。

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。(第17条第1項)

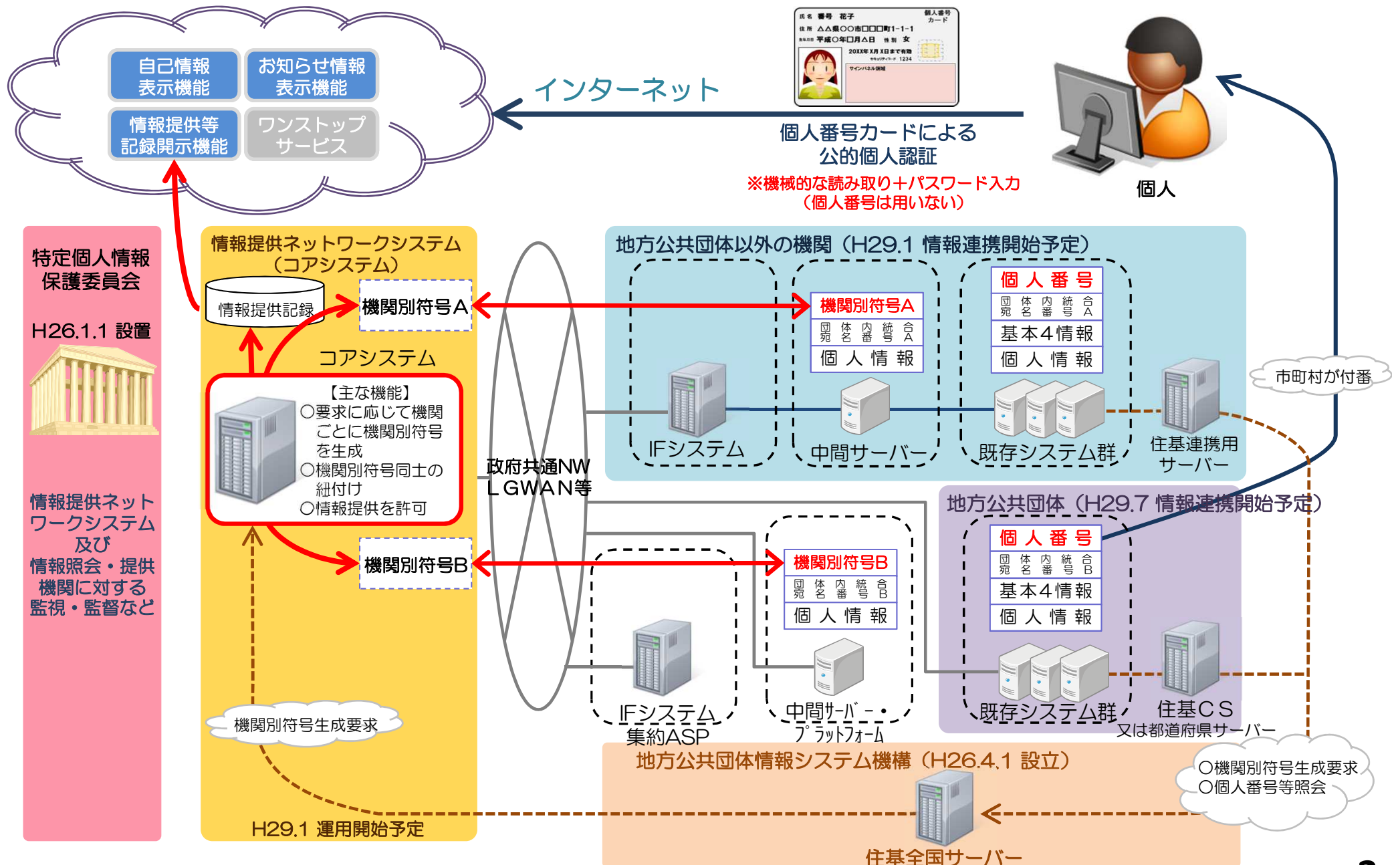
(裏面) 個人番号カードの様式(案)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

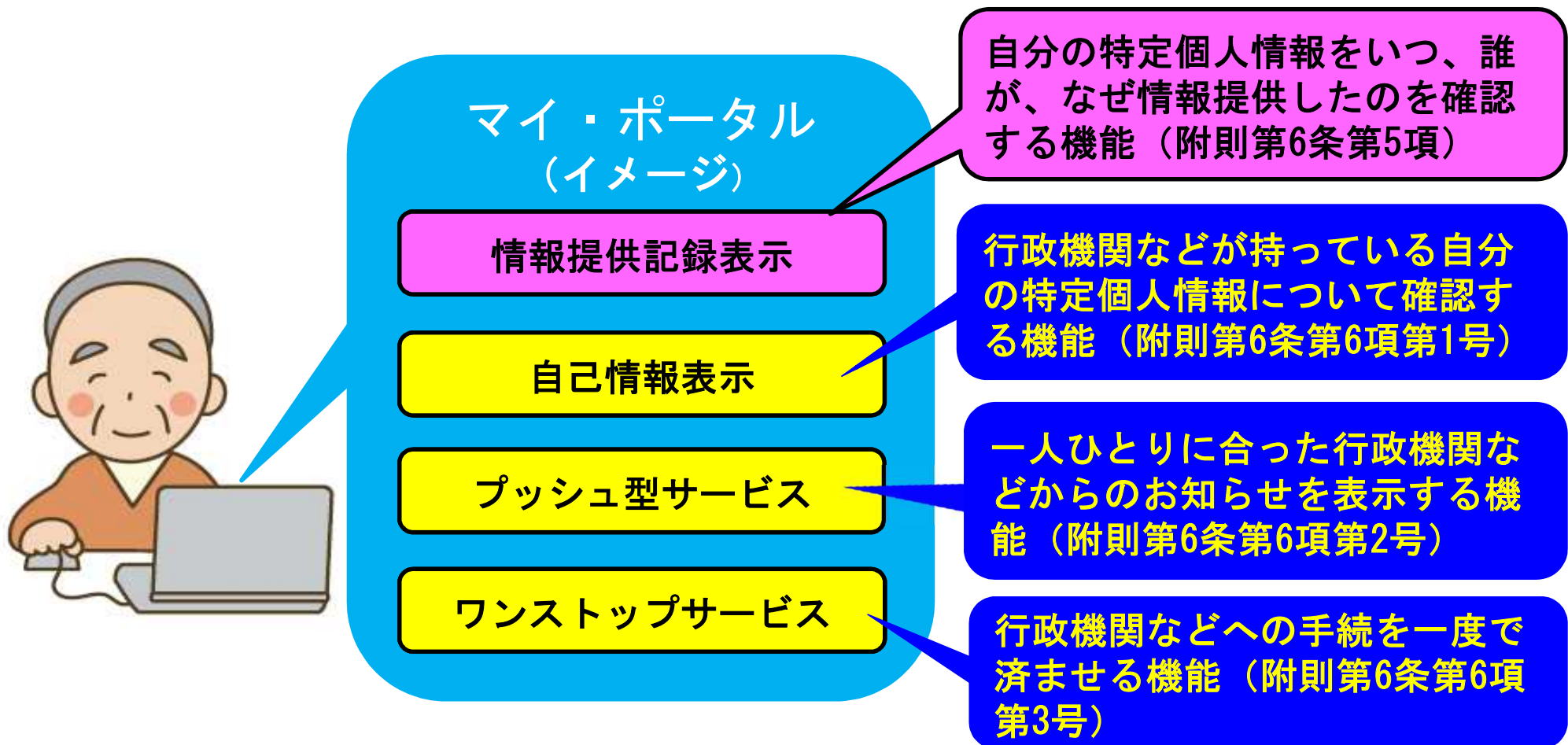
- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

番号制度における情報連携の概要

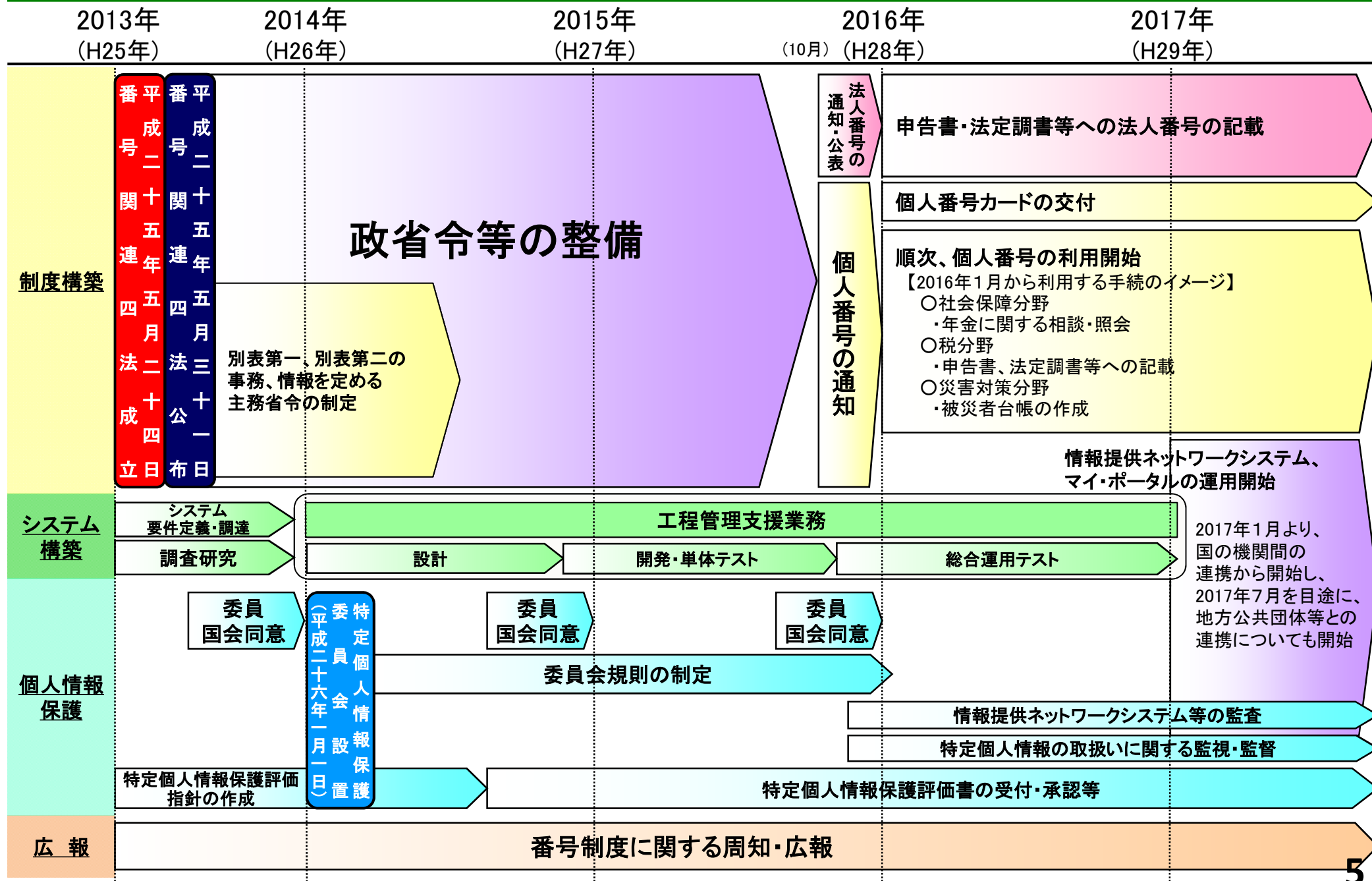


マイ・ポータル

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



IT戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

あわせて、クラウドの活用や社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

また、個人番号カードの活用も視野に入れつつ、今後整備される「マイ・ポータル(仮称)」を活用した個人向けサービスを展開し、行政のコンシェルジュサービスともいえる利用者一人一人のニーズに合わせたワンストップ・プッシュ型サービス等、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能とする「マイガバメント」を実現する。

(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

また、番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府CIOの指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組む。

また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。

マイナンバー等分科会について

設置趣旨

- マイナンバー制度に関しては、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」において、その導入を見据え、業務改革、個人番号カードの活用や、利便性の高いオンラインサービスを多様なチャンネルで提供する「マイガバメント」の構築等に取り組むとされているところ。
- これらにつき、平成28年1月のマイナンバー利用開始に向けて、政府全体で早急に検討を進める必要があることから、IT総合戦略本部の新戦略推進専門調査会の下に、「マイナンバー等分科会」を設置する。

検討項目

- **マイ・ポータル(仮称)／マイガバメント**
提供するコンテンツ(ワンストップ／プッシュ型サービス)及びチャンネル(PC、携帯端末、CATV等)
情報弱者対策(公共施設への端末設置、リテラシー教育等)
民間サービスとの連携 等
- **利便性の高いオンライン認証・個人番号カードの利活用の促進**
搭載された公的個人認証機能の利活用(行政利用の拡大、民間利用の開放等)
搭載されたICチップの利活用(地方公共団体、民間事業者による独自サービス) 等
- **マイナンバー等の利用ニーズ・効果の洗い出し**
マイナンバーの更なる利用ニーズ・効果の洗い出し
法人番号の有効活用 等

スケジュール

6月迄に中間とりまとめを行うことを目途に、4～5回開催する予定。

IT総合戦略本部の体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

各府省情報化統括責任者
（CIO）連絡会議

電子行政オープン
データ実務者会議

パーソナルデータに
関する検討会

ITコミュニケーション
活用促進戦略会議

情報セキュリティ
政策会議

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

マイナンバー等
分科会

ワーキンググループ
データ

ワーキンググループ
ルール・普及

ワーキンググループ
技術検討

マイナンバー等分科会 中間とりまとめ(案)の概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

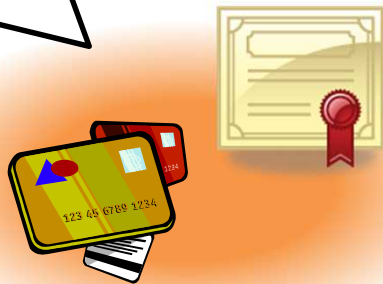
個人番号カード 誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段	・ 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化 ・ コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 ・ 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 ・ オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 ・ 取得に係る本人負担の軽減 等
マイポータル/マイガバメント 暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供	・ 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 ・ 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス ・ 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス ・ サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み ・ シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 ・ スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 ・ 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
個人番号/法人番号 名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認	・ 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し ・ 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 ・ 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討
①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

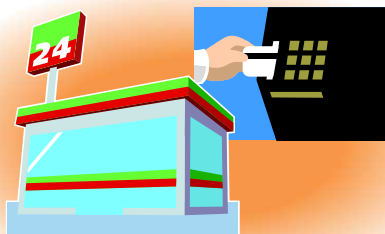
個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる
実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大

身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減



マイポータル／マイガバメントの構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム（いわゆるマイポータル）を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する（※名称については見直しを検討）。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

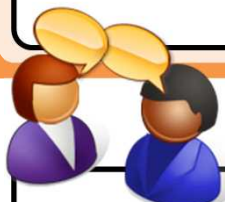
利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイポータル／電子私書箱）

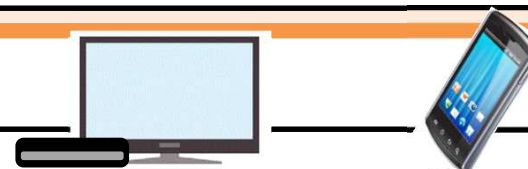
（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤

（例：民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等）



サポートを受けながらの利用や
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

個人番号／法人番号

【個人番号】

- **個人番号を利用した業務見直し**

国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

- **個人番号の利用範囲の拡大**

現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討する。

【法人番号】

- **行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与**

国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。

- **「法人ポータル」の構築**

法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。

- **既存の番号との連携拡大等**

国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。